

# 高速イーサネット網サービス契約約款

(S T - W A N サービス契約約款)

平成30年4月1日

株式会社 S T N e t

# 目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 高速イーサネット網サービスの品目	4
第4条 高速イーサネット網サービスの品目	4
第3章 高速イーサネット網サービスの提供区域等	4
第5条 高速イーサネット網サービスの提供区域等	4
第4章 契約	4
第6条 契約の単位	4
第7条 共同契約	4
第8条 第1種アクセス回線の終端	4
第8条の2 第3種アクセス回線及び第4種アクセス回線の終端	4
第9条 収容区域及び加入区域	4
第10条 高速イーサネット網契約申込の方法	5
第11条 高速イーサネット網契約申込の承諾	5
第12条 最低利用期間	6
第13条 品目の変更	6
第14条 アクセス回線（第2種アクセス回線を除く）の移転	6
第15条 契約者回線の異経路	6
第16条 契約者回線の利用の一時中断	6
第17条 高速イーサネット契約に基づく権利の譲渡の禁止	6
第18条 契約者が行う高速イーサネット網契約の解除	6
第19条 当社が行う高速イーサネット網契約の解除	6
第20条 その他の提供条件	7
第5章 契約者回線群の設定等	7
第21条 契約者回線群の設定等	7
第22条 契約者回線群の変更	7
第23条 契約者回線群の廃止	8
第6章 端末設備の提供等	8
第24条 端末設備の提供	8
第25条 端末設備の移転	8
第26条 端末設備の利用の一時中断	8
第7章 回線相互接続	8
第27条 当社又は他社の電気通信回線の接続	8
第28条 他社接続回線の相互接続	9
第29条 他社接続回線の接続変更	9

第30条	第2種アクセス回線及び第3種アクセス回線の接続休止	9
第31条	相互接続点の所在場所等の揭示等	9
<b>第8章</b>	<b>利用中止及び利用停止</b>	<b>9</b>
第32条	利用中止	9
第33条	利用停止	10
<b>第9章</b>	<b>高速イーサネット網サービスの利用の制限等</b>	<b>10</b>
第34条	高速イーサネット網サービスの利用の制限等	10
第34条の2	他社接続回線による制約	11
<b>第10章</b>	<b>料金等</b>	<b>11</b>
第1節	料金及び工事に関する費用	11
第35条	料金及び工事に関する費用	11
第2節	料金の支払義務	11
第36条	料金の支払義務	11
第36条の2	手続きに関する料金の支払義務	13
第37条	工事費の支払義務	13
第38条	線路設置費の支払義務	13
第39条	設備費の支払義務	14
第3節	料金の計算方法等	14
第40条	料金の計算方法等	14
第41条	料金支払いの連帯責任	14
第4節	割増金及び遅延損害金	14
第42条	割増金	14
第43条	遅延損害金	14
第5節	協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	15
第44条	協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	15
<b>第11章</b>	<b>保守</b>	<b>15</b>
第45条	契約者の維持責任	15
第46条	契約者の切分責任	15
第47条	修理又は復旧の順位	15
<b>第12章</b>	<b>損害賠償</b>	<b>16</b>
第48条	責任の制限	16
第49条	免責	16
<b>第13章</b>	<b>雑則</b>	<b>17</b>
第50条	承諾の限界	17
第51条	利用に係る契約者の義務	17
第52条	他人に使用させる場合の契約者の義務	17
第53条	契約者からのアクセス回線（第2種アクセス回線を除く）等の設置場所の提供等	18
第54条	技術的事項及び技術参考資料の閲覧	18
第55条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	18

第56条	協定事業者による高速イーサネット網サービスに関する料金等の回収代行	18
第57条	契約者からの通知	18
第58条	契約者の氏名等の通知	18
第59条	協定事業者からの通知	19
第60条	法令に規定する事項	19
第61条	閲覧	19
<b>別記</b>		<b>20</b>
1	高速イーサネット網サービスの提供区域等	21
2	契約者の地位の承継	21
3	契約者の氏名等の変更	21
4	契約者からの第1種アクセス回線等の設置場所の提供等	21
5	自営端末設備の接続	21
6	自営端末設備に異常がある場合等の検査	22
7	自営電気通信設備の接続	22
8	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	23
9	当社の維持責任	23
10	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	23
11	新聞社等の基準	23
12	技術資料の項目	23
13	特別電気通信事業者	23
14	整理品目	23
<b>料金表</b>		<b>25</b>
通則		27
第1表	料金	29
第1	高速イーサネット網サービスに関する料金	29
第2	手続きに関する料金	54
第2表	工事に関する費用	55
第1	工事費	55
第2	線路設置費	60
第3	設備費	61
第3表	証明手数料	61
<b>別表</b>		<b>62</b>
別表	基本的な技術的事項	63
<b>附則</b>		<b>65</b>

# 第 1 章 総 則

## (約款の適用)

第 1 条 当社は、高速イーサネット網サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより高速イーサネット網サービスを提供します。

## (約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

## (用語の定義)

第 3 条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 高速イーサネット収容網	同一の県内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 高速イーサネット中継網	高速イーサネット収容網相互を接続する電気通信回線設備
5 高速イーサネット網サービス	高速イーサネット収容網又は高速イーサネット収容網及び高速イーサネット中継網を使用して行う電気通信サービス
6 高速イーサネット網サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより高速イーサネット網サービスを提供する当社の事業所
7 イーサネット通信サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより高速イーサネット網サービスを提供する協定事業者の事業所
8 高速イーサネット網サービス取扱所	高速イーサネット網サービスに関する業務を行う当社の事務所
9 高速イーサネット網契約	当社から高速イーサネット網サービスの提供を受けるための契約
10 契約者	当社と高速イーサネット網契約を締結している者
11 収容局設備	高速イーサネット収容網に所属する高速イーサネット網サービス取扱局に設置される電気通信設備
12 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の規定により登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
13 第 1 種アクセス回線	高速イーサネット網契約に基づいて高速イーサネット網サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線

14 第1種アクセス回線等	第1種アクセス回線及び当社が必要により設置する第1種アクセス回線に係る電気通信設備
15 第2種アクセス回線	高速イーサネット網契約に基づいて高速イーサネット網サービス取扱局と相互接続点との間に設置される電気通信回線
16 第3種アクセス回線	高速イーサネット網契約に基づいて高速イーサネット網サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線であって、当社の電気通信設備、又は当社の電気通信設備と当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備で構成されるもの。
17 第3種アクセス回線等	第3種アクセス回線及び当社が必要により設置する第3種アクセス回線に係る電気通信設備
18 第4種アクセス回線	高速イーサネット網契約に基づいて高速イーサネット網サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線であって、他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備で構成されるもの。 (注) 他の電気通信事業者とは、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社をいいます。
19 第4種アクセス回線等	第4種アクセス回線及び当社が必要により設置する第4種アクセス回線に係る電気通信設備
20 アクセス回線	第1種アクセス回線、第2種アクセス回線、第3種アクセス回線又は第4種アクセス回線
21 アクセス回線等	アクセス回線及び当社が必要により設置するアクセス回線に係る電気通信設備
22 中継局設備	高速イーサネット中継網に所属する高速イーサネット網サービス取扱局に設置される電気通信設備
23 中継回線	收容局設備と中継局設備との間に設置される電気通信回線
24 中継網接続回線	当社が別に定める協定事業者に係る他社接続回線であって、相互接続協定に基づき相互接続点を介して高速イーサネット中継網と相互に接続されるもの (注) 当社が別に定める協定事業者とは、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、株式会社TOKAIコミュニケーションズをいいます。
25 利用回線	中継網接続回線であって、相互接続協定に基づき当社が料金を設定するもの (注) 当社が別に定める協定事業者とは、KDDI株式会社をいいます。
26 契約者回線	アクセス回線、中継回線又は利用回線
27 アクセス回線群	高速イーサネット收容網を使用して相互に通信を行うことのできるアクセス回線により構成される回線群又は高速イーサネット收容網及び高速イーサネット中継網を使用して相互に通信を行うことのできる単独のアクセス回線
28 中継回線群	高速イーサネット中継網を使用して異なる県間で相互に通信を行うことのできるアクセス回線群に対応する中継回線及び中継網接続回線により構成される回線群
29 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
30 特別電気通信事業者	当社が別に定める電気通信事業者
31 他社接続回線	相互接続点において、当社の電気通信設備と接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの

32 端末回線	高速イーサネット網サービス契約に基づいて設置される電気通信回線であって、その電気通信回線の終端とその直近のイーサネット通信サービス取扱局に設置する電気通信設備との間の特別電気通信事業者が設置する電気通信回線
33 高速イーサネット網接続サービス	高速イーサネット網契約に基づいて当社が提供する相互接続点と契約者の指定する場所又は第2種アクセス回線に係る相互接続協定に基づき、協定事業者が料金を設定する高速イーサネット網サービス
34 端末設備	アクセス回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
35 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
36 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
37 回線終端装置	端末設備のうちアクセス回線の終端に当社が設置するもので、契約者が自ら設置することを当社が認めていない電気通信設備
38 回線接続装置	端末設備のうちアクセス回線の終端に当社が設置されるものであるが、契約者が自ら設置することを当社が認めている電気通信設備
39 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び高速イーサネット網端末等の接続の技術的条件
40 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第 2 章 高速イーサネット網サービスの品目

(高速イーサネット網サービスの品目)

第 4 条 当社の提供する高速イーサネット網サービスには、料金表第 1 表 (料金) に規定する品目があります。

## 第 3 章 高速イーサネット網サービスの提供区域等

(高速イーサネット網サービスの提供区域等)

第 5 条 当社の高速イーサネット網サービスは、別記 1 に定める提供区域等において提供します。

2 当社は、当社の指定する高速イーサネット網サービス取扱所において提供区域等を閲覧に供します。

## 第 4 章 契 約

(契約の単位)

第 6 条 当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の高速イーサネット網契約を締結します。

(共同契約)

第 7 条 当社は、1 の契約者回線について契約者が 2 人以上となる高速イーサネット網契約 (以下「共同契約」といいます。) を締結します。

2 前項の場合、契約者のうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同じとします。

(第 1 種アクセス回線の終端)

第 8 条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを第 1 種アクセス回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(第 3 種アクセス回線及び第 4 種アクセス回線の終端)

第 8 条の 2 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置を設置し、これを第 3 種アクセス回線及び第 4 種アクセス回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(收容区域及び加入区域)

第 9 条 当社は、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所においてその收容区域及び加入区域を閲覧に供します。



### (高速イーサネット網契約申込の方法)

**第10条** 高速イーサネット網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を高速イーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) アクセス回線の品目
  - (2) アクセス回線(第2種アクセス回線を除く)に係る高速イーサネット網契約の申込にあつては、そのアクセス回線(第2種アクセス回線を除く)の終端の設置場所
  - (3) 第2種アクセス回線に係る高速イーサネット網契約の申込にあつては、その第2種アクセス回線と相互に接続する他社接続回線に係るサービスの品目、区間及び協定事業者の氏名又は名称。
  - (4) アクセス回線群
  - (5) 中継回線に係る高速イーサネット網契約の申込みにあつては、前項に掲げる事項のほか、中継回線の品目、その中継回線に対応するアクセス回線群及び中継回線群
  - (6) 利用回線に係る高速イーサネット網契約の申込みにあつては、その利用回線に係るサービスの品目、区間及び協定事業者の氏名又は名称、その利用回線に対応する中継回線群
  - (7) その他高速イーサネット網契約申込みの内容を特定するために必要な事項
- 2 高速イーサネット網接続サービスに関する契約の申込にあつては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を高速イーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。
- (1) 協定事業者の氏名又は名称
  - (2) 協定事業者のサービスの種類及び品目
  - (3) 相互接続点
  - (4) その他高速イーサネット網接続サービスの内容を特定するための事項

### (高速イーサネット網契約申込の承諾)

**第11条** 当社は、高速イーサネット網契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その高速イーサネット網契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあつた契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 高速イーサネット網契約の申込みをした者が、高速イーサネット網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) アクセス回線の契約にあつては、アクセス回線群がないとき。
  - (4) 第2種アクセス回線に係る高速イーサネット網契約の申込にあつては、その第2種アクセス回線と他社接続回線との接続に関し、その第2種アクセス回線と接続することとなる他社接続回線について契約を締結している者と同一の者とならないとき、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
  - (5) 中継回線の契約にあつては、その中継回線に対応するアクセス回線群又は中継回線群(以下「契約者回線群」といいます。)がないとき。
  - (6) 利用回線に係る高速イーサネット網契約の申込にあつては、その利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき又はその利用回線に対応する中継回線群がないとき。
  - (7) 高速イーサネット網接続サービスに関する契約の申込にあつては、その接続に係る協定事業者の承諾を得られないとき、その他その申込内容が相互接続提供に基づく条件に適合しないとき。
  - (8) 高速イーサネット網契約の申込が別記14に定めるアクセス回線の品目に該当するとき。
  - (9) 契約者回線群の設定等、その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (最低利用期間)

- 第12条** 高速イーサネット網サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより、最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、高速イーサネット網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に高速イーサネット網契約の解除又は契約者回線の品目の変更又は移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

#### (品目の変更)

- 第13条** 契約者は、契約者回線の品目の変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第11条(高速イーサネット網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (アクセス回線(第2種アクセス回線を除く)の移転)

- 第14条** 契約者は、アクセス回線(第2種アクセス回線を除く)の移転の請求をすることができます。ただし、料金表第1表 料金に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 2 第1項の請求があったときは、第11条(高速イーサネット網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (契約者回線の異経路)

- 第15条** 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

#### (契約者回線の利用の一時中断)

- 第16条** 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

#### (高速イーサネット網契約に基づく権利の譲渡の禁止)

- 第17条** 契約者が高速イーサネット網契約に基づいて高速イーサネット網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

#### (契約者が行う高速イーサネット網契約の解除)

- 第18条** 契約者は、高速イーサネット網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ高速イーサネット網サービス取扱所に当社所定の解除通知書により通知していただきます。

#### (当社が行う高速イーサネット網契約の解除)

- 第19条** 当社は、次の場合には、その契約者回線に係る高速イーサネット網契約を解除することがあります。
- (1) 第33条(利用停止)の規定により利用停止された契約者回線について、契約者がなおその事実を解消しないとき。
- (2) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、契約

者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断又は第29条（他社接続回線の接続変更）に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。

(3) その高速イーサネット網契約に係る契約者回線群について、第23条（契約者回線群の廃止）に規定する契約者回線群の廃止の申し出があったときであって、第22条（契約者回線群の変更）第1項に規定する変更請求を行わないとき。

- 2 当社は、契約者が第33条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、契約者回線の利用停止をしないでその契約者回線に係る高速イーサネット網契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その高速イーサネット網契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことをお知らせします。

#### （その他の提供条件）

**第20条** 高速イーサネット網サービスに係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

## 第5章 契約者回線群の設定等

#### （契約者回線群の設定等）

- 第21条** 契約者は、契約者回線群を指定し、高速イーサネット網サービス取扱所に申し出ていただきます。
- 2 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、高速イーサネット網サービス取扱所に届け出ていただきます。
  - 3 第1項の場合において、当社は、その契約者回線群の回線群代表者の承諾が得られない場合を除き、契約者回線群を設定します。
  - 4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
  - 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

#### （契約者回線群の変更）

- 第22条** 契約者は、1の契約者回線群から他の契約者回線群へ契約者回線群の変更の請求を行うことができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
  - 3 契約者は、その契約者回線群に所属する契約者の承諾が得られない場合を除いて、回線群代表者を同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

(契約者回線群の廃止)

第23条 当社は次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の申し出があったとき。
- (2) 回線群代表者に係る契約者回線の解除があった場合であって、第22条(契約者回線群の変更)第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
- (3) その契約者回線群を構成する契約者回線がなくなったとき。

## 第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第24条 当社は、契約者から請求があったときは、そのアクセス回線について、料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第25条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

## 第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

- 第27条 契約者は、アクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を高速イーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信については、その品質を保証しません。
  - 3 契約者は、その接続について、第1項の規定により高速イーサネット網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
  - 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

#### (他社接続回線の相互接続)

**第28条** 当社は、他社接続回線と接続する高速イーサネット網契約申込を承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

#### (他社接続回線の接続変更)

**第29条** 当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（高速イーサネット網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (第2種アクセス回線及び第3種アクセス回線の接続休止)

**第30条** 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社的高速イーサネット網サービスを利用できなくなったときは、その高速イーサネット網サービスについて接続休止（その高速イーサネット網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてその高速イーサネット網サービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、その高速イーサネット網サービスについて、契約者から利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又は高速イーサネット網契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことをお知らせします。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その高速イーサネット網契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合は、その契約者にそのことをお知らせします。

#### (相互接続点の所在場所等の掲示等)

**第31条** 当社は、相互接続点の所在場所等について、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所に掲示するものとします。

2 前項の相互接続点の所在場所等については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

## 第8章 利用中止及び利用停止

#### (利用中止)

**第32条** 当社は、次の場合には、高速イーサネット網サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第31条（相互接続点の所在場所等の掲示等）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。

(3) 第34条（高速イーサネット網サービスの利用の制限等）の規定により、高速イーサネット網サービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により高速イーサネット網サービスの利用を中止するときは、あらかじめその

ことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (利用停止)

**第33条** 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（その高速イーサネット網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった高速イーサネット網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その高速イーサネット網サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。

(2) 第51条（利用に係る契約者の義務）又は第52条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の規定に違反したとき。

(3) 当社の承諾を得ずに、アクセス回線（第2種アクセス回線を除く）に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(4) アクセス回線（第2種アクセス回線を除く）に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をアクセス回線（第2種アクセス回線を除く）から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定により高速イーサネット網サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。

## 第9章 高速イーサネット網サービスの利用の制限等

#### (高速イーサネット網サービスの利用の制限等)

**第34条** 当社は、高速イーサネット網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の契約者回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関  
選挙管理機関

別記 1 1 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関  
預貯金業務を行う金融機関  
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

#### (他社接続回線による制約)

**第 3 4 条の 2** 契約者は、他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところにより、他社接続回線を利用することができない場合においては、その他社接続回線に係る第 2 種アクセス回線又は第 3 種アクセス回線を利用することはできません。

2 前項の規定によるほか、他社接続回線（料金表に定める A D S L 型に係るものに限り、）に係る電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏洩又は他社接続回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その他社接続回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態、第 3 種アクセス回線が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下「D S L 方式に起因する事象」といいます。）となることがあります。

## 第 1 0 章 料 金 等

### 第 1 節 料金及び工事に関する費用

#### (料金及び工事に関する費用)

**第 3 5 条** 当社が提供する高速イーサネット網サービスの料金は、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供する高速イーサネット網サービスの工事に関する費用は、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。

(注) 本条第 1 項に規定する料金は、当社が提供する高速イーサネット網サービスの態様に応じて、基本回線料、加算額、付加使用料及び付加機能利用料を合算したものとします。

### 第 2 節 料金の支払義務

#### (料金の支払義務)

**第 3 6 条** 契約者は、その高速イーサネット網契約に基づいて当社が契約者回線又は端末設備等の提供を開始した日から起算して、高速イーサネット網契約の解除又は端末設備等の廃止等（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表（料金）に規定する料金を支払っていただきます。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により高速イーサネット網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、高速イーサネット網サービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金										
<p>1 契約者の責めによらない理由により、その高速イーサネット網サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態（その高速イーサネット網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄若しくは3欄に該当する場合又はD S L方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>時 間</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) (2)、(3)及び(4)以外のもの</td><td>1 2 時間</td></tr><tr><td>(2) アクセス回線が第1種アクセス回線であってイーサネット方式のもの</td><td>1 時間</td></tr><tr><td>(3) アクセス回線が第3種アクセス回線又は第4種アクセス回線のもの</td><td>2 4 時間</td></tr><tr><td>(4) 中継回線のもの</td><td>1 時間</td></tr></tbody></table>	区 分	時 間	(1) (2)、(3)及び(4)以外のもの	1 2 時間	(2) アクセス回線が第1種アクセス回線であってイーサネット方式のもの	1 時間	(3) アクセス回線が第3種アクセス回線又は第4種アクセス回線のもの	2 4 時間	(4) 中継回線のもの	1 時間	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその高速イーサネット網サービス（その高速イーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る契約者回線についての料金</p>
区 分	時 間										
(1) (2)、(3)及び(4)以外のもの	1 2 時間										
(2) アクセス回線が第1種アクセス回線であってイーサネット方式のもの	1 時間										
(3) アクセス回線が第3種アクセス回線又は第4種アクセス回線のもの	2 4 時間										
(4) 中継回線のもの	1 時間										
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその高速イーサネット網サービス（その高速イーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る契約者回線についての料金</p>										
<p>3 端末設備の移転又は他社接続回線接続変更に伴って、高速イーサネット網サービスに係る契約者回線を利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により高速イーサネット網サービスに係る契約者回線を利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその高速イーサネット網サービス（その高速イーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る契約者回線についての料金</p>										

3 第1項の期間において、契約者が高速イーサネット網サービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線の契約者に帰する事由により、その他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者には、その高速イーサネット網サービスに係る料金を支払っていただきます。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、高速イーサネット網サー



ビスと相互に接続する他社接続回線を利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、高速イーサネット網サービスと相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその高速イーサネット網サービスに係る契約者回線についての料金
2 接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその高速イーサネット網サービスに係る契約者回線についての料金

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返ししません。

#### （手続きに関する料金の支払義務）

**第36条の2** 契約者は、高速イーサネット網サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

#### （工事費の支払義務）

**第37条** 契約者は、高速イーサネット網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前に高速イーサネット網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### （線路設置費の支払義務）

**第38条** 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、第1種アクセス回線の設置等の工事の着手前にその高速イーサネット網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条及び次条において「解除等」といいます。）があった場合には、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

- (1) 第1種アクセス回線の終端が区域外（収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となる高速イーサネット網契約の申込み又は第1種アクセス回線の増設の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (2) 第1種アクセス回線の終端が区域外にある第1種アクセス回線について、その品目の変更の請

求をし、その承諾を受けたとき。

- (3) 移転後の第1種アクセス回線の終端が区域外となる第1種アクセス回線の移転（移転後の第1種アクセス回線の終端が移転前の第1種アクセス回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における第1種アクセス回線の新設工事に限りません。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### （設備費の支払義務）

**第39条** 契約者は、第1種アクセス回線について特別な電気通信設備の新設等を要する高速イーサネット網契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、第1種アクセス回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限りません。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第3節 料金の計算方法等

#### （料金の計算方法等）

**第40条** 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

#### （料金支払いの連帯責任）

**第41条** 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

### 第4節 割増金及び遅延損害金

#### （割増金）

**第42条** 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

#### （遅延損害金）

**第43条** 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第5節 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

(協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等)

第44条 当社は、協定事業者との相互接続に係る料金について、その料金を定める電気通信事業者、その料金の請求を行う電気通信事業者及びその料金に関するその他の取扱いは、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

## 第11章 保 守

(契約者の維持責任)

第45条 契約者は、そのアクセス回線（第2種アクセス回線を除く）に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第46条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がアクセス回線（第2種アクセス回線を除く）に接続されている場合であって、そのアクセス回線（第2種アクセス回線を除く）等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、高速イーサネット網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験によりアクセス回線（第2種アクセス回線を除く）等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第47条 当社は、契約者回線が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第34条（高速イーサネット網サービスの利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位のアクセス回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの

	電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	選挙管理機関に設置されるもの
2	別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容する高速イーサネット網サービス取扱局を変更することがあります。

## 第 1 2 章 損害賠償

### (責任の制限)

**第 4 8 条** 当社は、高速イーサネット網サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その高速イーサネット網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第 3 6 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合及び D S L 方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、高速イーサネット網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第 3 6 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限り）に対応するその高速イーサネット網サービスに係る料金額（その高速イーサネット網サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により高速イーサネット網サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

(注) 本条第 2 項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

### (免責)

**第 4 9 条** 当社は、アクセス回線（第 2 種アクセス回線を除く）等の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、高速イーサネット網端末等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（高速イーサネット網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現にアクセス回線（第 2 種アクセス回線を除

く)に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

## 第 1 3 章 雑 則

### (承諾の限界)

**第 5 0 条** 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係る契約者回線が第 2 種アクセス回線、第 3 種アクセス回線又は利用回線である場合において、その第 2 種アクセス回線、第 3 種アクセス回線又は利用回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### (利用に係る契約者の義務)

**第 5 1 条** 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が高速イーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が高速イーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) そのアクセス回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

### (他人に使用させる場合の契約者の義務)

**第 5 2 条** 契約者は、そのアクセス回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、そのアクセス回線等を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。

(2) 契約者は、そのアクセス回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、そのアクセス回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

(3) 契約者は、当社が別に定める事項について、そのアクセス回線（第 2 種アクセス回線を除く）に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、そのアクセス回線（第 2 種アクセス回線を除く）を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第 3 号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

ア 第 4 4 条（契約者の維持責任）

イ 第 4 5 条（契約者の切分責任）

ウ 別記 5（自営端末設備の接続）

エ 別記 6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

オ 別記 7（自営電気通信設備の接続）

カ 別記8（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

（契約者からのアクセス回線（第2種アクセス回線を除く）等の設置場所の提供等）

第53条 契約者からのアクセス回線（第2種アクセス回線を除く）等の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

（技術的事項及び技術参考資料の閲覧）

第54条 高速イーサネット網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において、高速イーサネット網サービスを利用するうえで参考となる別記12の事項を記載した技術参考資料を閲覧に供します。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第55条 当社は、契約者から申し出があったときは、次の場合に限り協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

（1）その申し出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

（2）その契約者の申し出について協定事業者が承諾するとき。

（3）その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

（協定事業者による高速イーサネット網サービスに関する料金等の回収代行）

第56条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求をし、回収する取扱いを行うことがあります。

（1）その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

（2）その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

（3）その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

（契約者からの通知）

第57条 当社は、他社接続回線について、第10条（高速イーサネット網契約申込の方法）に規定する事項その他当社が別に定める移動があったときは、その内容について契約者から速やかに高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

（契約者の氏名等の通知）

第58条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と高速イーサネット

網サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者へ通知することがあります。

**(協定事業者からの通知)**

**第59条** 契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

**(法令に規定する事項)**

**第60条** 高速イーサネット網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

**(閲覧)**

**第61条** この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供しません。

# 別 記



## 別記

### 1 高速イーサネット網サービスの提供区域等

(1) 当社の高速イーサネット網サービスの提供区域は、次に掲げる県の区域とします。

県の区域
香川県、徳島県、高知県、愛媛県

(2) 当社の高速イーサネット網サービスの提供区間は、契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）相互間、契約者回線の終端と相互接続点との間及び相互接続点相互間とします。

### 2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

(2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

### 4 契約者からのアクセス回線（第2種アクセス回線を除く）等の設置場所の提供等

(1) アクセス回線（第2種アクセス回線を除く）の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社がアクセス回線（第2種アクセス回線を除く）等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2) 当社が高速イーサネット網契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3) 契約者は、アクセス回線（第2種アクセス回線を除く）の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

### 5 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その第1種アクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その第1種アクセス回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。

この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

- (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1) から (5) の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その第1種アクセス回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、第1種アクセス回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を第1種アクセス回線から取りはずしていただきます。

## 7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、アクセス回線（第2種アクセス回線を除く）の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線（第2種アクセス回線を除く）に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第52条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
  - ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から (5) の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、そのアクセス回線（第2種アクセス回線を除く）に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

アクセス回線（第2種アクセス回線を除く）に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

## 9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

## 10 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

## 11 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

## 12 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
(1) 物理的条件 (2) 電気的条件及び光学的条件 (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

## 13 特別電気通信事業者

東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社
----------------------------

## 14 整理品目

当社は、以下のアクセス回線の品目については整理品目として新規の申込を承諾しません。

- (1) 第1種アクセス回線  
高速デジタル方式のもの
- (2) 第3種アクセス回線の品目  
・光IP網型 プラン1（Bフレツツ マンションタイプ）

- ・光 I P 網型 プラン 2 (フレッツ光プレミアム マンションタイプ)
  - ・ A D S L 型のもの
- (3) 利用回線の品目
- ・高速デジタル方式のもの
  - ・ A D S L 型のもの
  - ・ A T M データ通信網方式のもの

# 料 金 表

## 料 金 表 目 次

通則	27
第1表 料金	
第1 高速イーサネット網サービスに関する料金	29
1 適用	
2 料金額	
(1) 基本回線料	
(2) 加算額	
(3) 付加使用料	
(4) 付加機能利用料	
第2 手続きに関する料金	54
第2表 工事に関する費用	55
第1 工事費	55
1 適用	
2 工事費の額	
第2 線路設置費	60
1 適用	
2 線路設置費の額	
第3 設備費	60
1 適用	
2 設備費の額	
第3表 証明手数料	61

## 通 則

### (料金等の設定)

- 1 当社が別に定める協定事業者との相互接続により提供する高速イーサネット網サービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。この場合、協定事業者に係る工事に関する費用については、その協定事業者の料金表の規定を準用した額とします。

ただし、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社に係る料金（加算額に限ります。）及び工事に関する費用については、この限りではありません。

### (料金の計算方法)

- 2 当社は、契約者がその高速イーサネット網契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日により契約者回線又は端末設備等の提供の開始があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日により高速イーサネット網契約の解除又は端末設備等の廃止等があったとき。
  - (3) 暦月の初日に契約者回線又は端末設備等の提供を開始し、その日にその高速イーサネット網契約の解除又は端末設備等の廃止等があったとき。
  - (4) (1) から (3) の場合を除いて、暦月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第36条（料金の支払義務）第2項第2号の表又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
- 4 3の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

### (端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### (料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### (料金等の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### (前受金)

- 9 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

### (消費税相当額の加算)

10 第36条（料金の支払義務）から第39条（設備費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により計算した額とは差異が生じる場合があります。

（注）この料金表に表示する括弧内の額は税込価格を表します。

**（料金等の臨時減免）**

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の高速イーサネット網サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。



第1表 料金

第1 高速イーサネット網サービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、高速イーサネット網サービスの提供区域について、1の高速イーサネット網サービス取扱局にアクセス回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないで高速イーサネット網サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>

(2) 品目に係る料金の適用

ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。

(ア) アクセス回線の品目

a 第1種アクセス回線のもの

区 別	適 用
帯域保証タイプ	1つのアクセス回線群における特定契約者回線（そのアクセス回線群内の1のアクセス回線等であって、あらかじめ契約者が指定するものとし、以下同じとします。）以外の契約者回線等については、その特定契約者回線との間の通信のみ許容するものとし、以下同じとします。
帯域保証タイプ以外のもの	上記以外のもの
備考	帯域保証タイプのその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(a) 帯域保証タイプ以外のもの

品 目	内 容
高速デジタル方式のもの	128kb/s 128kbit/s の符号伝送が可能なもの
	512kb/s 512kbit/s の符号伝送が可能なもの
	1.5Mb/s 1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s 0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	1Mb/s 1Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	2Mb/s 2Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	3Mb/s 3Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	4Mb/s 4Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	5Mb/s 5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	6Mb/s 6Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	7Mb/s 7Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	8Mb/s 8Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	9Mb/s 9Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	10Mb/s 10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	20Mb/s 20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	30Mb/s 30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	40Mb/s 40Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	50Mb/s 50Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	60Mb/s 60Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	70Mb/s 70Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	80Mb/s 80Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	90Mb/s 90Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	100Mb/s 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
200Mb/s 200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
300Mb/s 300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
400Mb/s 400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
500Mb/s 500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
1Gb/s 1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	

備考

当社は、イーサネット方式のもののうち、0.5Mb/s, 1Mb/s, 2Mb/s, 3Mb/s, 4Mb/s, 5Mb/s, 6Mb/s の品目について、その品目の伝送速度と同等の符号伝送が可能な高速デジタル方式のアクセス回線を提供することがあります。

(b) 帯域保証タイプのもの

品 目	内 容	
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	1Mb/s	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	4Mb/s	4Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	6Mb/s	6Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	7Mb/s	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	8Mb/s	8Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	9Mb/s	9Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	40Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	60Mb/s	60Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	70Mb/s	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	80Mb/s	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	90Mb/s	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
300Mb/s	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
400Mb/s	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
500Mb/s	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
1Gb/s	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	

b 第2種アクセス回線のもの

品 目	内 容	
DA型のもの	128kb/s	128kbit/s の符号伝送が可能なもの
	1.5Mb/s	1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	6Mb/s	6.144Mbit/s の符号伝送が可能なもの

c 第3種アクセス回線のもの

品目		内容
FTTH 網型		最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの。
光 IP 網型	プラン1 (Bフレッツ マンションタイプ)	最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なものであって、当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備が特別電気通信事業者（西日本電信電話株式会社に限る）の IP 通信網サービス（メニュー5-2の 100Mb/s 品目であって細目がカテゴリー1のものに限ります。）に係る契約に基づき設置されるもの。
	プラン2 (フレッツ光プレミアム マンションタイプ)	最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なものであって、当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備が特別電気通信事業者（西日本電信電話株式会社に限る）の IP 通信網サービス（メニュー5-2の 100Mb/s 品目であって細目がカテゴリー2のものに限ります。）に係る契約に基づき設置されるもの。
	プラン3 (フレッツ光ネクスト・ファミリータイプ)	最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なものであって、当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備が特別電気通信事業者（西日本電信電話株式会社に限る）の IP 通信網サービス（メニュー5-1の 100Mb/s 品目であって細目がプラン5に限ります。）に係る契約に基づき設置されるもの。
	プラン4 (フレッツ光ネクスト・マンションタイプ)	最 $\square$ 100Mbit/s の符号伝送が可能なものであって、当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備が特別電気通信事業者（西日本電信電話株式会社に限る）の IP 通信網サービス（メニュー5-2の 100Mb/s の品目であって細目がカテゴリー3に限ります。）に係る契約に基づき設置されるもの。
	プラン5 (フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ)	最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なものであって、当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備が特別電気通信事業者（西日本電信電話株式会社に限る）の IP 通信網サービス（メニュー5-1の 200Mb/s のものに限ります。）に係る契約に基づき設置されるもの。

	プラン6 (フレッツ光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ)	最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なものであって、当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備が特別電気通信事業者（西日本電信電話株式会社に限る）の IP 通信網サービス（メニュー5-2の 200Mb/s のものに限ります。）に係る契約に基づき設置されるもの。
ADSL 型	1.5Mb/s	高速イーサネット網サービス取扱局から回線終端装置への伝送方向については最大概ね 1.536Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 512kbit/s までの符号伝送が可能なものであって、当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備が特別電気通信事業者（西日本電信電話株式会社に限る）の IP 通信網サービス（メニュー4の 1.5Mb/s であって契約者回線型サービスに限ります。）に係る契約に基づき設置されるもの。
	8Mb/s	高速イーサネット網サービス取扱局から回線終端装置への伝送方向については最大概ね 8Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 1Mbit/s までの符号伝送が可能なものであって、当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備が特別電気通信事業者（西日本電信電話株式会社に限る）の IP 通信網サービス（メニュー4の 8Mb/s であって契約者回線型サービスに限ります。）に係る契約に基づき設置されるもの。
	12Mb/s	高速イーサネット網サービス取扱局から回線終端装置への伝送方向については最大概ね 12Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 1Mbit/s までの符号伝送が可能なものであって、当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備が特別電気通信事業者（西日本電信電話株式会社に限る）の IP 通信網サービス（メニュー4の 12Mb/s であって契約者回線型サービスに限ります。）に係る契約に基づき設置されるもの。

24Mb/s	高速イーサネット網サービス取扱局から回線終端装置への伝送方向については最大概ね 24Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 1Mbit/s までの符号伝送が可能なものであって、当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備が特別電気通信事業者（西日本電信電話株式会社に限る）の IP 通信網サービス（メニュー 4 の 24Mb/s であって契約者回線型サービスに限ります。）に係る契約に基づき設置されるもの。
40Mb/s	高速イーサネット網サービス取扱局から回線終端装置への伝送方向については最大概ね 40Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 1Mbit/s までの符号伝送が可能なものであって、当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備が特別電気通信事業者（西日本電信電話株式会社に限る）の IP 通信網サービス（メニュー 4 の 40Mb/s であって契約者回線型サービスに限ります。）に係る契約に基づき設置されるもの。
47Mb/s	高速イーサネット網サービス取扱局から回線終端装置への伝送方向については最大概ね 47Mbit/s まで、他の伝送方向については最大概ね 5Mbit/s までの符号伝送が可能なものであって、当社が他の電気通信事業者より提供を受けている電気通信設備が特別電気通信事業者（西日本電信電話株式会社に限る）の IP 通信網サービス（メニュー 4 の 47Mb/s であって契約者回線型サービスに限ります。）に係る契約に基づき設置されるもの。
<p>備考</p> <p>1 契約者は、第 14 条（アクセス回線（第 2 種アクセス回線を除く）の移転）の規定にかかわらず、契約者回線の移転を行うことができない場合があります。ただし、この場合において、その移転先において他の品目等で提供することが可能な場合には、第 13 条（品目の変更）に規定する品目の変更の請求（移転先での提供が可能な品目への変更に限ります。）と同時にその契約者回線の移転を請求する場合に限り、当社はその請求を受付けます。</p> <p>2 当社は第 3 種アクセス回線のもの、保守対応時間帯（平日（休日以外の日）においては午前 9 時から午後 9 時までの時間帯、休日（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）においては午前 9 時から午後 1 9 時までの時間帯をいいます。）以外の時刻に、修理又は復旧の請求を受け付けたときには、その受け付けた時刻以後の直近の保守対応時間帯においてその修理又は復旧を行います。</p>	

d 第4種アクセス回線のもの

品目	内 容	
イーサネットのもの	1Mb/s	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	7Mb/s	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	70Mb/s	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの

備考

NTT コミュニケーションズ株式会社の Universal One サービス契約約款に定めるVPNサービスの「ギャランティアクセス」に係るもののうち、「契約者回線等による区分」が「NTT東日本・NTT西日本ワイド利用」のもの（L2）

(イ) 中継回線の品目

区 別	適 用
帯域保証タイプ	アクセス回線の品目に帯域保証タイプが含まれる場合の中継回線のもの
帯域保証タイプ以外のもの	上記以外のもの

備考

帯域保証タイプのその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(a) 帯域保証タイプ以外のもの

品目	内 容
128kb/s	128kbit/s までの符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/s までの符号伝送が可能なもの

90Mb/s	90Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 中継回線の契約にあたって、その中継回線に対応する高速イーサネット収容網において中継回線の品目を超えるアクセス回線の品目（第3種アクセス回線のものについては、その品目を128kb/sと読み替えて適用します。）が含まれない場合に限り提供します。
- 2 中継回線の契約にあたって、1のアクセス回線群に対して当社が定める数の中継回線に限り提供します。
- 3 高速イーサネット網接続サービスの中継回線の品目の設定において、協定事業者との相互接続協定に別段の定めがある場合はその定めによるものとします。

(b) 帯域保証タイプのもの

品目	内 容
128kb/s	128kbit/s までの符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの



備考

- 1 中継回線の契約にあたって、その中継回線に対応する高速イーサネット収容網において中継回線の品目を超えるアクセス回線の品目（第3種アクセス回線のものについては、その品目を128kb/sと読み替えて適用します。）が含まれない場合に限り提供します。
- 2 中継回線の契約にあたって、1のアクセス回線群に対して当社が定める数の中継回線に限り提供します。
- 3 高速イーサネット網接続サービスの中継回線の品目の設定において、協定事業者との相互接続協定に別段の定めがある場合はその定めによるものとします。

(ウ) 利用回線の品目

品 目		内 容
高速デジタル方式のもの	128kb/s	128kbit/s の符号伝送が可能なもの
	512kb/s	512kbit/s の符号伝送が可能なもの
	1.5Mb/s	1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	1Mb/s	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	4Mb/s	4Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	6Mb/s	6Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	7Mb/s	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	8Mb/s	8Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	9Mb/s	9Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	40Mbit/s の符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
60Mb/s	60Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
70Mb/s	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
80Mb/s	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
90Mb/s	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
ADSL型のもの	12Mb/s (128kb/s)	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については、最大12Mbit/sまで、他の伝送方向については、最大1Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、当社が別に定める区間に係る符号伝送速度について、128kbit/sを下回らないもの
	12Mb/s (256kb/s)	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については、最大12Mbit/sまで、他の伝送方向については、最大1Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、当社が別に定める区間に係る符号伝送速度について、256kbit/sを下回らないもの

	12Mb/s (512kb/s)	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については、最大 12Mbit/s まで、他の伝送方向については、最大 1Mbit/s までの符号伝送が可能なものであって、当社が別に定める区間に係る符号伝送速度について、512kbit/s を下回らないもの
A T Mデータ通信網方式のもの（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及料金表に規定する A T Mデータ通信網サービスを利用するもの）	0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	1Mb/s	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	4Mb/s	4Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	6Mb/s	6Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	7Mb/s	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	8Mb/s	8Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	9Mb/s	9Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
備考		
<p>1 ADSL型のもは、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式のものとしします。</p> <p>2 ADSL型のもは、第36条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄中に適用される時間は24時間としします。</p> <p>3 ATMデータ通信網方式と接続される電気通信回線の品目は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するものうち、その上限伝送速度がATM通信網方式の品目と同一のものとしします。</p> <p>4 ATMデータ通信網方式と接続される電気通信回線の通信の区別は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するタイプ1に係るものとしします。</p>		

イ 契約者が指定することができるアクセス回線の終端の場所は、当社が別に定める高速イーサネット網サービス取扱局の収容区域内に限ります。

ウ 当社は、料金額を適用するにあたって、第1種アクセス回線（イーサネット方式のものに限ります。）のものうち 200Mb/s, 300Mb/s, 400Mb/s, 500Mb/s, 1Gb/s については、次のとおりエリアを定めます。

区 分	適 用
(ア)特定エリア	アクセス回線の終端の場所が高松市，徳島市，高知市，松山市にあるもの
(イ)特定エリア外	(ア)以外のもの

エ 契約者回線（但し、帯域保証タイプ以外のものに限ります。）は、高速イーサネット収容網及び高速イーサネット中継網は、網輻輳が発生していない場合において上記に規定する符号伝送が可能なものとしします。

オ 利用回線に係る提供条件は、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

カ 高速イーサネット網サービスに係る料金額は、次のとおり適用します。

	<p>(ア) 高速イーサネット網契約に第4種アクセス回線又は利用回線に係る契約がない場合</p> <table border="1" data-bbox="619 259 1449 521"> <thead> <tr> <th data-bbox="619 259 983 297">区分</th> <th data-bbox="983 259 1449 297">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="619 297 983 409">同一の県内において、高速イーサネット網サービスを利用する場合</td> <td data-bbox="983 297 1449 409">2（料金額）の(1)のAとその高速イーサネット網契約に応じて(2)及び(3)を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 409 983 521">2以上の県において高速イーサネット網サービスを利用する場合</td> <td data-bbox="983 409 1449 521">2（料金額）の(1)のA及びBの合算とその高速イーサネット網契約に応じて(2)及び(3)を適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 高速イーサネット網契約に第4種アクセス回線又は利用回線に係る契約がある場合  アクセス回線及び中継回線に係る料金については2（料金額）の(1)のA及びBの合算、利用回線に係る料金については(1)のC、並びにその高速イーサネット網契約に応じて(2)及び(3)を適用します。</p>	区分	適用	同一の県内において、高速イーサネット網サービスを利用する場合	2（料金額）の(1)のAとその高速イーサネット網契約に応じて(2)及び(3)を適用します。	2以上の県において高速イーサネット網サービスを利用する場合	2（料金額）の(1)のA及びBの合算とその高速イーサネット網契約に応じて(2)及び(3)を適用します。
区分	適用						
同一の県内において、高速イーサネット網サービスを利用する場合	2（料金額）の(1)のAとその高速イーサネット網契約に応じて(2)及び(3)を適用します。						
2以上の県において高速イーサネット網サービスを利用する場合	2（料金額）の(1)のA及びBの合算とその高速イーサネット網契約に応じて(2)及び(3)を適用します。						
(3) 最低利用期間内に高速イーサネット網契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 高速イーサネット網サービスについては、異経路によるもの及び長期継続利用割引の適用によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に高速イーサネット網契約の解除があった場合は、第36条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線料、加算額及び付加使用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の品目の変更又は移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目の変更と同時にそのアクセス回線の設置場所において、契約者回線の 신설又は高速イーサネット網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>						
(4) 利用回線に係る加算額等の適用	<p>利用回線において契約者の終端に係る加算額等（相互接続協定に規定する料金額に限ります。）は、協定事業者の料金表の規定に準ずるものとします。</p>						

<p>(5) 当社の指定する高速イーサネット網サービス取扱局を終端とするアクセス回線に係る料金の適用</p>	<p>当社は、アクセス回線の終端の場所を当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱局内とするものの基本回線料（第1種アクセス回線に係るものに限ります。）については、2-(1)の額から次の額を減額して適用します。</p> <p style="text-align: center;">1 アクセス回線ごとに 基本回線料の減額（月額） (税込価格)</p> <table border="1" data-bbox="619 367 1442 949"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 目</th> <th colspan="2">基本回線料の減額（月額） (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">高速デジタル方式のもの</td> <td>128kb/s</td> <td>15,000 円</td> <td>(16,200 円)</td> </tr> <tr> <td>512kb/s</td> <td>45,000 円</td> <td>(48,600 円)</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>70,000 円</td> <td>(75,600 円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">イーサネット方式のもの</td> <td>0.5Mb/s</td> <td>11,000 円</td> <td>(11,880 円)</td> </tr> <tr> <td>1Mb/s</td> <td>22,000 円</td> <td>(23,760 円)</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s</td> <td>35,000 円</td> <td>(37,800 円)</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>45,000 円</td> <td>(48,600 円)</td> </tr> <tr> <td>4Mb/s</td> <td>55,000 円</td> <td>(59,400 円)</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>65,000 円</td> <td>(70,200 円)</td> </tr> <tr> <td>6M～9Mb/s</td> <td>70,000 円</td> <td>(75,600 円)</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>80,000 円</td> <td>(86,400 円)</td> </tr> <tr> <td>20M～90Mb/s</td> <td>80,000 円</td> <td>(86,400 円)</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>80,000 円</td> <td>(86,400 円)</td> </tr> <tr> <td>200Mb/s～1Gb/s</td> <td>80,000 円</td> <td>(86,400 円)</td> </tr> </tbody> </table>	品 目		基本回線料の減額（月額） (税込価格)		高速デジタル方式のもの	128kb/s	15,000 円	(16,200 円)	512kb/s	45,000 円	(48,600 円)	1.5Mb/s	70,000 円	(75,600 円)	イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	11,000 円	(11,880 円)	1Mb/s	22,000 円	(23,760 円)	2Mb/s	35,000 円	(37,800 円)	3Mb/s	45,000 円	(48,600 円)	4Mb/s	55,000 円	(59,400 円)	5Mb/s	65,000 円	(70,200 円)	6M～9Mb/s	70,000 円	(75,600 円)	10Mb/s	80,000 円	(86,400 円)	20M～90Mb/s	80,000 円	(86,400 円)	100Mb/s	80,000 円	(86,400 円)	200Mb/s～1Gb/s	80,000 円	(86,400 円)
品 目		基本回線料の減額（月額） (税込価格)																																															
高速デジタル方式のもの	128kb/s	15,000 円	(16,200 円)																																														
	512kb/s	45,000 円	(48,600 円)																																														
	1.5Mb/s	70,000 円	(75,600 円)																																														
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	11,000 円	(11,880 円)																																														
	1Mb/s	22,000 円	(23,760 円)																																														
	2Mb/s	35,000 円	(37,800 円)																																														
	3Mb/s	45,000 円	(48,600 円)																																														
	4Mb/s	55,000 円	(59,400 円)																																														
	5Mb/s	65,000 円	(70,200 円)																																														
	6M～9Mb/s	70,000 円	(75,600 円)																																														
	10Mb/s	80,000 円	(86,400 円)																																														
	20M～90Mb/s	80,000 円	(86,400 円)																																														
	100Mb/s	80,000 円	(86,400 円)																																														
	200Mb/s～1Gb/s	80,000 円	(86,400 円)																																														
<p>(6) 当社の指定する高速イーサネット網サービス取扱局内にすべてのアクセス回線が収容される場合の料金の適用</p>	<p>1の契約者回線群に所属するすべてのアクセス回線が、当社の指定する1の高速イーサネット網サービス取扱局内に収容される場合、基本回線料（そのアクセス回線の品目が第1種アクセス回線の帯域保証タイプ以外のものうち10Mb/s又は100Mb/sのものに限ります。）については、2-(1)の額から次の額を減額して適用します。</p> <p>ただし、その契約者回線群に第3種アクセス回線、第4種アクセス回線又は利用回線が含まれる場合は、この限りではありません。</p> <p style="text-align: center;">1 アクセス回線ごとに</p> <table border="1" data-bbox="651 1294 1410 1442"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th colspan="2">基本回線料の減額（月額） (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>30,000 円</td> <td>(32,400 円)</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>50,000 円</td> <td>(54,000 円)</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	基本回線料の減額（月額） (税込価格)		10Mb/s	30,000 円	(32,400 円)	100Mb/s	50,000 円	(54,000 円)																																							
品 目	基本回線料の減額（月額） (税込価格)																																																
10Mb/s	30,000 円	(32,400 円)																																															
100Mb/s	50,000 円	(54,000 円)																																															
<p>(7) 削除</p>	<p>削除</p>																																																

(8) 長期継続利用に係る基本回線料の適用

ア 当社は、契約者から、その高速イーサネット網契約に係る契約者回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における料金については、2の(1)の額（この表の(7)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれかを1つ選択していただきます。

種類	継続して利用する期間	基本回線料の減額（月額）
(7) 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.07を乗じて得た額
(1) 6年利用	6年間	2の(1)の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（高速イーサネット網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間も含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、その高速イーサネット網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前に高速イーサネット網サービスの品目の変更により、その高速イーサネット網契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれに次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払いを要する額と既支払額との総額が通常の高速イーサネット網契約の総支払額を下回る場合は、通常の高速イーサネット網契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払いを要する額とします。

区 分	支払いを要する額
(ア) 品目の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額(減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額

(9) サービス品質(故障回復時間)に係る料金の適用

ア 当社は、当社が別に定める提供区間において、高速イーサネット網サービスに係る契約者の責めによらない理由により、その高速イーサネット網サービス(第2種アクセス回線(DA型のものに限ります。))に係るもの、第3種アクセス回線、第4種アクセス回線、中継網接続回線に係るもの、利用回線に係るもの及び付加機能に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)を全く利用できない状態(その高速イーサネット網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(第46条(契約者の切分責任)の規定によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して30分以上その状態が連続したときは、その高速イーサネット網サービス(その高速イーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)に係る料金(以下この表において「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、次の場合にはこの限りではありません。この場合の料金の取り扱いについては、当社は第36条(料金の支払い義務)第2項第2号及び同条第3項第2号の規定を適用します。

(ア) 第30条(第2種アクセス回線及び第3種アクセス回線の接続休止)の規定により接続休止としたとき。

(イ) 第32条(利用中止)第1項の規定により、その高速イーサネット網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめその契約者に通知したとき。

イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における2(料金額)に規定する基本回線料及び加算額の合計額(この表の(1)欄から(8)欄までの適用による場合は、適用した後の額とし、以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上1時間未満	3%
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上72時間未満	50%
72時間以上	100%

	<p>ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の規定により算出した料金額（以下この表において「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>その暦月におけるその高速イーサネット網契約に係る故障回復時間返還基準額（その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の3および4の規定に基づき算出した額とします。）の額（第36条（料金の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）</p> <p>エ アの場合において、その高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(10)欄又は(11)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取り扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(10) サービス品質（網内遅延時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において、その高速イーサネット網サービス（中継網接続回線に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）で、当社が別に定める方法により測定した網内遅延時間（その区間の一端から送信されたIPパケットがその区間の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が10ミリ秒を超えた場合は、1の暦月における2（料金額）に規定する基本回線料（この表の(1)欄から(8)欄までの適用又は料金表通則の3の規定（第36条（料金の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に0.03を乗じて得た額（以下「網内遅延時間返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、その高速イーサネット網サービスについて、1の暦月を連続して利用中止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還とこの表の(9)欄又は(11)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の網内遅延時間返還料金額の取り扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(11) サービス品質（網稼働率）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において、当社が別に定める方法により測定した網稼働率（1の暦月における利用日数に24を乗じて得た時間から、契約者の責めによらない理由により、その高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態（その高速イーサネット網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含</p>

	<p>みます。)が生じた場合の時間(そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。)を減じて得た時間を、その暦月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。)について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、1の暦月における2(料金額)に規定する基本回線料(第2種アクセス回線(DA型のものに限ります。)に係るもの、第3種アクセス回線に係るもの、第4種アクセス回線に係るもの、中継網接続回線に係るもの及び利用回線に係るものを除き、この表の(1)欄から(8)欄までの適用又は料金表通則の3の規定(第36条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。)による場合は、適用した後の額とします。)に次表に定める料金返還率を乗じて得た額(以下「稼働率返還料金額」といいます。)をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、第30条(第2種アクセス回線及び第3種アクセス回線の接続休止)の規定により接続休止としたとき又は第32条(利用中止)第1項の規定によりその高速イーサネット網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめその契約者に通知したときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="630 880 1422 1106"> <thead> <tr> <th>稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.80%以上99.99%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>98.00%以上99.80%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>95.00%以上98.00%未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>90.00%以上95.00%未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>90.00%未満</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この表の(9)欄から(11)欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、当社は故障回復時間返還料金額、網内遅延時間返還料金額及び稼働率返還料金額の合計額を返還します。ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	稼働率	料金返還率	99.80%以上99.99%未満	1%	98.00%以上99.80%未満	3%	95.00%以上98.00%未満	10%	90.00%以上95.00%未満	20%	90.00%未満	100%
稼働率	料金返還率												
99.80%以上99.99%未満	1%												
98.00%以上99.80%未満	3%												
95.00%以上98.00%未満	10%												
90.00%以上95.00%未満	20%												
90.00%未満	100%												
<p>(12) 第1種アクセス回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用</p>	<p>ア その第1種アクセス回線の終端に係る高速イーサネット網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱(その第1種アクセス回線の終端に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定変更又は第1種アクセス回線の終端に係る高速イーサネット網サービス取扱局の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ その第1種アクセス回線が異経路((13)の「異経路の線路」の部分に限ります。)によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。</p>												
<p>(13) 異経路による第1種アクセス回線の加算額の適用</p>	<p>ア 第1種アクセス回線の終端が直接收容されている高速イーサネット網サービス取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路(以下「異経路の線路」といいます。)について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは再算定します。</p>												



(14) 回線終端装置に係る料金の適用	当社の回線終端装置を設定した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。
(15) 配線設備の加算額の適用	当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します(高速イーサネット網接続サービスに係るものに限ります。) ア アクセス回線の終端から1のジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設定されていない場合は、自営端末設備、回線終端装置又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。)までの配線 イ 1のジャック又はローゼットからの他のジャック又はローゼットまでに配線
(16) 回線接続装置の付加使用料の適用	当社が回線接続装置を提供した場合に、回線接続装置の付加使用料を適用します。
(17) 削除	削除
(18) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の基本回線料(区域外線路及び異経路の線路に関する加算額を含みます。)は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(19) 特別な電気通信設備の料金の適用	第1種アクセス回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る付加使用料を適用します。
(20) 付加機能に係る料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、2(料金額)の(4)の額を適用します。

## 2 料金額

### (1) 基本回線料

#### A アクセス回線のもの

##### ① 第1種アクセス回線に係るもの

##### ア 帯域保証タイプ以外のもの

アクセス回線 1 回線ごとに

品 目		料 金 額 (月額) (税込価格)	
高速デジタル方式のもの	128kb/s	28,000 円	(30,240 円)
	512kb/s	70,000 円	(75,600 円)
	1.5Mb/s	100,000 円	(108,000 円)
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	46,000 円	(49,680 円)
	1Mb/s	54,000 円	(58,320 円)
	2Mb/s	72,000 円	(77,760 円)
	3Mb/s	90,000 円	(97,200 円)
	4Mb/s	107,000 円	(115,560 円)
	5Mb/s	124,000 円	(133,920 円)
	6Mb/s	135,000 円	(145,800 円)
	7Mb/s	145,000 円	(156,600 円)
	8Mb/s	152,000 円	(164,160 円)
	9Mb/s	156,000 円	(168,480 円)
	10Mb/s	160,000 円	(172,800 円)
	20Mb/s	195,000 円	(210,600 円)
	30Mb/s	225,000 円	(243,000 円)
	40Mb/s	250,000 円	(270,000 円)
	50Mb/s	272,000 円	(293,760 円)
	60Mb/s	291,000 円	(314,280 円)
	70Mb/s	307,000 円	(331,560 円)
	80Mb/s	321,000 円	(346,680 円)
	90Mb/s	332,000 円	(358,560 円)
	100Mb/s	340,000 円	(367,200 円)
	特定エリア	200Mb/s	360,000 円
300Mb/s		380,000 円	(410,400 円)
400Mb/s		400,000 円	(432,000 円)
500Mb/s		420,000 円	(453,600 円)
1Gb/s		500,000 円	(540,000 円)
特定エリア外	200Mb/s	420,000 円	(453,600 円)
	300Mb/s	500,000 円	(540,000 円)
	400Mb/s	580,000 円	(626,400 円)
	500Mb/s	660,000 円	(712,800 円)

##### イ 帯域保証タイプのもの

アクセス回線 1 回線ごとに

品 目		料 金 額 (月額) (税込価格)	
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	55,000 円	(59,400 円)
	1Mb/s	65,000 円	(70,200 円)
	2Mb/s	86,000 円	(92,880 円)

	3Mb/s	108,000 円	(116,640 円)
	4Mb/s	128,000 円	(138,240 円)
	5Mb/s	149,000 円	(160,920 円)
	6Mb/s	162,000 円	(174,960 円)
	7Mb/s	174,000 円	(187,920 円)
	8Mb/s	182,000 円	(196,560 円)
	9Mb/s	187,000 円	(201,960 円)
	10Mb/s	192,000 円	(207,360 円)
	20Mb/s	234,000 円	(252,720 円)
	30Mb/s	270,000 円	(291,600 円)
	40Mb/s	300,000 円	(324,000 円)
	50Mb/s	326,000 円	(352,080 円)
	60Mb/s	349,000 円	(376,920 円)
	70Mb/s	368,000 円	(397,440 円)
	80Mb/s	385,000 円	(415,800 円)
	90Mb/s	398,000 円	(429,840 円)
	100Mb/s	408,000 円	(440,640 円)
特定エリア	200Mb/s	432,000 円	(466,560 円)
	300Mb/s	456,000 円	(492,480 円)
	400Mb/s	480,000 円	(518,400 円)
	500Mb/s	504,000 円	(544,320 円)
	1Gb/s	600,000 円	(648,000 円)
特定エリア外	200Mb/s	504,000 円	(544,320 円)
	300Mb/s	600,000 円	(648,000 円)
	400Mb/s	696,000 円	(751,680 円)
	500Mb/s	792,000 円	(855,360 円)

② 第2種アクセス回線に係るもの

②-① DA型のもの

アクセス回線1回線ごとに

品 目	料 金 額 (月額)	(税込価格)
128kb/s	28,000 円	(30,240 円)
1.5Mb/s	100,000 円	(108,000 円)
6Mb/s	198,000 円	(213,840 円)

③ 第3種アクセス回線に係るもの

アクセス回線1回線ごとに

品 目		料 金 額 (月額) (税込価格)	
FTTH 網型		13,000 円	(14,040 円)
光 IP 通信網型	プラン1	15,000 円	(16,200 円)
	プラン2		
	プラン3		
	プラン4		
	プラン5		
	プラン6		
ADSL型	1.5Mb/s	15,000 円	(16,200 円)
	8Mb/s		
	12Mb/s		
	24Mb/s		
	40Mb/s		
	47Mb/s		

④ 第4種アクセス回線に係るもの

アクセス回線1回線ごとに

品 目		料 金 額 (月額) (税込価格)	
イーサタイプのもの	1Mb/s	80,000 円	(86,400 円)
	2Mb/s	120,000 円	(129,600 円)
	3Mb/s	140,000 円	(151,200 円)
	5Mb/s	180,000 円	(194,400 円)
	7Mb/s	212,000 円	(228,960 円)
	10Mb/s	260,000 円	(280,800 円)
	20Mb/s	315,000 円	(340,200 円)
	30Mb/s	370,000 円	(399,600 円)
	50Mb/s	480,000 円	(518,400 円)
	70Mb/s	568,000 円	(613,440 円)
	100Mb/s	700,000 円	(756,000 円)

B 中継回線のもの

① 帯域保証タイプ以外のもの

中継回線1回線ごとに

品 目	料 金 額 (月額) (税込価格)	
128kb/s	17,000 円	(18,360 円)
1Mb/s	46,000 円	(49,680 円)
2Mb/s	68,000 円	(73,440 円)
3Mb/s	78,000 円	(84,240 円)
4Mb/s	90,000 円	(97,200 円)
5Mb/s	107,000 円	(115,560 円)
6Mb/s	115,000 円	(124,200 円)
7Mb/s	122,000 円	(131,760 円)
8Mb/s	128,000 円	(138,240 円)

9Mb/s	134,000 円	(144,720 円)
10Mb/s	140,000 円	(151,200 円)
20Mb/s	160,000 円	(172,800 円)
30Mb/s	180,000 円	(194,400 円)
40Mb/s	199,000 円	(214,920 円)
50Mb/s	217,000 円	(234,360 円)
60Mb/s	234,000 円	(252,720 円)
70Mb/s	249,000 円	(268,920 円)
80Mb/s	262,000 円	(282,960 円)
90Mb/s	272,000 円	(293,760 円)
100Mb/s	280,000 円	(302,400 円)
200Mb/s	360,000 円	(388,800 円)
300Mb/s	440,000 円	(475,200 円)
400Mb/s	520,000 円	(561,600 円)
500Mb/s	600,000 円	(648,000 円)
1Gb/s	1,000,000 円	(1,080,000 円)

② 帯域保証タイプのもの

中継回線 1 回線ごとに

品 目	料 金 額 (月額)	(税込価格)
128kb/s	20,000 円	(21,600 円)
1Mb/s	55,000 円	(59,400 円)
2Mb/s	82,000 円	(88,560 円)
3Mb/s	94,000 円	(101,520 円)
4Mb/s	108,000 円	(116,640 円)
5Mb/s	128,000 円	(138,240 円)
6Mb/s	138,000 円	(149,040 円)
7Mb/s	146,000 円	(157,680 円)
8Mb/s	154,000 円	(166,320 円)
9Mb/s	161,000 円	(173,880 円)
10Mb/s	168,000 円	(181,440 円)
20Mb/s	192,000 円	(207,360 円)
30Mb/s	216,000 円	(233,280 円)
40Mb/s	239,000 円	(258,120 円)
50Mb/s	260,000 円	(280,800 円)
60Mb/s	281,000 円	(303,480 円)
70Mb/s	299,000 円	(322,920 円)
80Mb/s	314,000 円	(339,120 円)
90Mb/s	326,000 円	(352,080 円)
100Mb/s	336,000 円	(362,880 円)
200Mb/s	432,000 円	(466,560 円)
300Mb/s	528,000 円	(570,240 円)
400Mb/s	624,000 円	(673,920 円)
500Mb/s	720,000 円	(777,600 円)
1Gb/s	1,200,000 円	(1,296,000 円)

C 利用回線のもの

①-① 高速デジタル方式及びADSL型のもの

利用回線1回線ごとに

品 目	料 金 額 (月額)	(税込価格)
高速デジタル方式のもの	128kb/s	60,000円 (64,800円)
	512kb/s	140,000円 (151,200円)
	1.5Mb/s	257,000円 (277,560円)
ADSL型のもの	12Mb/s (128kb/s)	56,000円 (60,480円)
	12Mb/s (256kb/s)	66,000円 (71,280円)
	12Mb/s (512kb/s)	81,000円 (87,480円)

①-② イーサネット方式のもの

a b以外のもの

利用回線1回線ごとに

品 目	料 金 額 (月額)	(税込価格)
0.5Mb/s	85,000円	(91,800円)
1Mb/s	107,000円	(115,560円)
2Mb/s	163,000円	(176,040円)
3Mb/s	203,000円	(219,240円)
4Mb/s	246,000円	(265,680円)
5Mb/s	285,000円	(307,800円)
6Mb/s	336,000円	(362,880円)
7Mb/s	387,000円	(417,960円)
8Mb/s	438,000円	(473,040円)
9Mb/s	489,000円	(528,120円)
10Mb/s	540,000円	(583,200円)
20Mb/s	685,000円	(739,800円)
30Mb/s	830,000円	(896,400円)
40Mb/s	975,000円	(1,053,000円)
50Mb/s	1,120,000円	(1,209,600円)
60Mb/s	1,265,000円	(1,366,200円)
70Mb/s	1,410,000円	(1,522,800円)
80Mb/s	1,555,000円	(1,679,400円)
90Mb/s	1,700,000円	(1,836,000円)
100Mb/s	1,840,000円	(1,987,200円)

b 端末回線を利用するもの

利用回線1回線ごとに

品 目	料 金 額 (月額)	(税込価格)
0.5Mb/s	85,000円	(91,800円)
1Mb/s	107,000円	(115,560円)
2Mb/s	163,000円	(176,040円)
3Mb/s	203,000円	(219,240円)
4Mb/s	246,000円	(265,680円)

5Mb/s	285,000円	(307,800円)
6Mb/s	336,000円	(362,880円)
7Mb/s	387,000円	(417,960円)
8Mb/s	438,000円	(473,040円)
9Mb/s	489,000円	(528,120円)
10Mb/s	540,000円	(583,200円)
20Mb/s	685,000円	(739,800円)
30Mb/s	830,000円	(896,400円)
40Mb/s	975,000円	(1,053,000円)
50Mb/s	1,120,000円	(1,209,600円)
60Mb/s	1,265,000円	(1,366,200円)
70Mb/s	1,410,000円	(1,522,800円)
80Mb/s	1,555,000円	(1,679,400円)
90Mb/s	1,700,000円	(1,836,000円)
100Mb/s	1,840,000円	(1,987,200円)

② ATMデータ通信網方式のもの

a b以外の区間に係るもの

利用回線1回線ごとに

区分	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するATMデータ通信網サービスの通信の態様による細目			料金額(月額) (税込価格)	
		上限伝送速度の細目	最低伝送速度の細分		
0.5Mb/sのもの	クラス1	500kb/s	—	63,000円(68,040円)	
	クラス2	500kb/s	100kb/s	63,000円(68,040円)	
			300kb/s	63,000円(68,040円)	
1Mb/sのもの	クラス1	1Mb/s	—	87,000円(93,960円)	
	クラス2	1Mb/s	100kb/s	66,000円(71,280円)	
			500kb/s	66,000円(71,280円)	
2Mb/sのもの	クラス1	2Mb/s	—	134,000円(144,720円)	
	クラス2	2Mb/s	200kb/s	91,000円(98,280円)	
			1Mb/s	91,000円(98,280円)	
3Mb/sのもの	クラス2	3Mb/s	300kb/s	115,000円(124,200円)	
			1.5Mb/s	115,000円(124,200円)	
4Mb/sのもの	クラス2	4Mb/s	400kb/s	138,000円(149,040円)	
			2Mb/s	138,000円(149,040円)	
5Mb/sのもの	クラス2	5Mb/s	500kb/s	155,000円(167,400円)	
			2.5Mb/s	155,000円(167,400円)	
6Mb/sのもの	クラス2	6Mb/s	600kb/s	171,000円(184,680円)	
			3Mb/s	171,000円(184,680円)	
7Mb/sのもの	クラス2	7Mb/s	700kb/s	189,000円(204,120円)	
			3.5Mb/s	189,000円(204,120円)	
8Mb/sのもの	クラス2	8Mb/s	800kb/s	204,000円(220,320円)	
			4Mb/s	204,000円(220,320円)	

9Mb/s のもの	クラス 2	9Mb/s	900kb/s	218,000 円 (235,440 円)
			4.5Mb/s	218,000 円 (235,440 円)
10Mb/s のもの	クラス 2	10Mb/s	1Mb/s	232,000 円 (250,560 円)
			5Mb/s	232,000 円 (250,560 円)

- b ATMデータ通信網サービスの区間に係るもの  
当社が別に定める協定事業者の料金表に規定するATMデータ通信網サービスの区間に該当する料金額と同額

(2) 加算額

料金種別			単 位	区 分	料金額 (月額) (税込価格)
ア 区域外線路使用料			第1種アクセス回線1回線につき区域外線路100mまでごとに	メタル配線	700 円 (756 円)
				光配線	1,000 円 (1,080 円)
イ 異経路の線路使用料			—	—	別に算定する実費
ウ 配線設備使用料			第1種アクセス回線において1配線ごとに	メタル配線	60 円 (64.8 円)
				光配線	2,000 円 (2,160 円)
エ 回線 終端装置 使用料	イーサネット方式のもの	0.5Mb/s ～ 100Mb/s 用のもの	1台ごとに	—	5,000 円 (5,400 円)
		200Mb/s ～ 1Gb/s 用のもの	1台ごとに	—	30,000 円 (32,400 円)
	第4種アクセス回線のもの	TA装置	1台ごとに	—	2,000 円 (2,160 円)
備考 1 回線終端装置使用料において、0.5Mb/s～100Mb/s 用のものについては、Ethernet OAM 対応機能を有するものに限りませう。					
2 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において閲覧に供します。					



## (3) 付加使用料

料 金 種 別			単 位	料金額 (月額) (税込価格)	
ア 回線 接続装 置使用 料	高速ディ ジタル方 式のもの	128kb/s 用のもの		1 台ごとに	2,000円 (2,160円)
		512kb/s 用のもの			10,000円 (10,800円)
		1.5Mb/s 用のもの	第1種アクセス回線のもの		10,000円 (10,800円)
			第2種アクセス回線のもの		5,500円 (5,940円)
	6Mb/s 用のもの	第2種アクセス回線のもの			15,500円 (16,740円)
		イーサネ ット方式 のもの			I 型
		II 型		5,000円 (5,400円)	
イ 特別な電気通信設備使用 料	ア 以外の装置		—	別に算定する実費	
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する高速イーサネット網サービス 取扱所において閲覧に供します。					

## (4) 付加機能利用料

区 分	単 位	品 目	料金額 (月額) (税込価格)
優先制御 機能	1 のア クセス 回線ご とに	128kb/sのもの	3,000円 (3,240円)
		0.5Mb/s (512kb/sを含む) か ら10Mb/sまでのもの	10,000円 (10,800円)
		20Mb/sから1Gb/sまでのもの	20,000円 (21,600円)
クラウド GW機能	接続す る1の 契約者 回線群 ごとに	—	25,000円 (27,000円)

第0種 デジタルデータ利用サービス利用機能	当社が別に定めるデジタルデータ利用サービス契約約款に係る電気通信設備を介してイーサネット通信サービス契約者によりあらかじめ指定された者が、その契約者の属する1の契約者回線群と通信を行う機能	1の機能ごとに	100Mb/sのもの	—
<p>備考</p> <p>1 優先制御機能の提供条件</p> <p>ア 当社は、契約者又は協定事業者より請求があった場合にのみこの機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、アクセス回線が第3種アクセス回線、第4種アクセス回線のもの及び利用回線のものに係る契約者回線については、この機能を提供いたしません。</p> <p>ウ この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2 第0種デジタルデータ利用サービス利用機能の提供条件</p> <p>ア 当社は、イーサネット通信サービス契約者（その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。）から申込みがあったときに限り、この機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、イーサネット通信サービス契約者並びに当社が別に定めるデジタルデータ利用サービス契約約款に定める第0種デジタルデータ利用サービスを締結することを条件として、この機能の申込みを承諾します。</p> <p>ウ 当社は、イの規定を満たさなくなったときは、この機能の契約を解除します。</p> <p>エ 当社は、この機能について、料金表第1表の第1の適用（9）欄から（11）欄の規定は適用できないものとします。</p>				

## 第2 手続きに関する料金

料 金 種 別	単 位	料金額 (税込価格)
共同契約変更手数料	1回ごとに	800円 (864円)
D S L 接続申込手数料	1回線ごとに	800円 (864円)
<p>備考</p> <p>1 共同契約変更手数料は、共同契約に関する変更の請求をし、その承諾を当社から受けたときに支払いを要します。</p> <p>2 D S L 接続申込手数料はD S L 接続サービスにかかる利用回線の設置の申込みをし、その承諾を西日本電信電話株式会社から受けたときに支払いを要します。</p>		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容														
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線及び端末設備において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 1の契約者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき2,500円(税込2,700円)(回線接続等に係る工事の場合及び相互接続点に係る工事の場合を除きます。)を減額します。</p>														
(2) 品目の変更、移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。														
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>a b以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 端末設備に係る工事</td> <td>アクセス回線の終端(相互接続点の部分を除きます。)において端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線接続等に係る工事</td> <td>アクセス回線を収容局設備に接続する又は接続変更する場合、中継回線及び利用回線を中継局設備に接続する又は接続変更する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 相互接続点に係る工事</td> <td>他社接続回線(利用回線に係るものを除きます。)に係る相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (7) 接続工事 (4) 他社接続回線接続変更 (5) その他の変更</td> </tr> <tr> <td>エ 付加機能に係る工事</td> <td>付加機能を利用する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オ 利用の一時中断に係る工事</td> <td>契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>カ 回線調整等に関する工事</td> <td>第3種アクセス回線のADSL型のものについて、西日本電信電話株式会社が回線調整(西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線調整」をいいます。以下同じとします。)を行った場合に適用します。 基本額は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費及びブリッジタップはずしを行う場合の工事費を加算して適用します。 1の者からの申込み又は請求により同一の専用回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事の部門に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 端末設備に係る工事	アクセス回線の終端(相互接続点の部分を除きます。)において端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 回線接続等に係る工事	アクセス回線を収容局設備に接続する又は接続変更する場合、中継回線及び利用回線を中継局設備に接続する又は接続変更する場合に適用します。	ウ 相互接続点に係る工事	他社接続回線(利用回線に係るものを除きます。)に係る相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (7) 接続工事 (4) 他社接続回線接続変更 (5) その他の変更	エ 付加機能に係る工事	付加機能を利用する場合に適用します。	オ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。	カ 回線調整等に関する工事	第3種アクセス回線のADSL型のものについて、西日本電信電話株式会社が回線調整(西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線調整」をいいます。以下同じとします。)を行った場合に適用します。 基本額は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費及びブリッジタップはずしを行う場合の工事費を加算して適用します。 1の者からの申込み又は請求により同一の専用回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事の部門に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。
工事の区分	適 用														
ア 端末設備に係る工事	アクセス回線の終端(相互接続点の部分を除きます。)において端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。														
イ 回線接続等に係る工事	アクセス回線を収容局設備に接続する又は接続変更する場合、中継回線及び利用回線を中継局設備に接続する又は接続変更する場合に適用します。														
ウ 相互接続点に係る工事	他社接続回線(利用回線に係るものを除きます。)に係る相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (7) 接続工事 (4) 他社接続回線接続変更 (5) その他の変更														
エ 付加機能に係る工事	付加機能を利用する場合に適用します。														
オ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。														
カ 回線調整等に関する工事	第3種アクセス回線のADSL型のものについて、西日本電信電話株式会社が回線調整(西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線調整」をいいます。以下同じとします。)を行った場合に適用します。 基本額は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費及びブリッジタップはずしを行う場合の工事費を加算して適用します。 1の者からの申込み又は請求により同一の専用回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事の部門に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。														

キ 保安器の変更に係る工事	第3種アクセス回線のADSL型のものについて、西日本電信電話株式会社が保安器の変更（回線調整等に関する工事と合わせて保安器の変更を行う場合を除きます。）を行った場合に適用します。
---------------	---

b 高速インターネット網接続サービスに係るもの

工事の区分	適用
ア 端末設備に係る工事	アクセス回線の終端（相互接続点の部分を除きます。）において端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。
イ 配線設備に係る工事	アクセス回線の終端（相互接続点の部分を除きます。）において配線設備の設置、移転、接続変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。
ウ 回線接続等に係る工事	アクセス回線を収容局設備に接続する又は接続変更する場合に適用します。
エ 付加機能に係る工事	優先制御機能に関する付加機能を利用する場合に適用します。
オ 相互接続点に係る工事	他社接続回線に係る相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (㉞) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (㉟) その他の変更
カ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。

2 工事費の額

a b、c及びd以外のもの

1の工事ごとに

工 事 の 種 類				工事費の額		
				(税込価格)		
				メタル配線	光配線	
端 末 設 備 に 係 る 工 事	回 線 終 端 装 置 に 係 る も の	回線終端装置の設置又は移転に係る 工事		20,000 円 (21,600 円)		
		回線終端装置の取 替え等に係る工事 の場合	回線終端装置の 取替え又は設定 変更のみの場合	8,000 円 (8,640 円)		
			配線設備の設置 又は接続変更の みの場合	14,000 円 (15,120 円)		
		上記以外の場合		1,500 円 (1,620 円)		
	回 線 接 続 に 係 る も の	下 記 以 外 の も の	回 線 接 続 装 置 の 取 付 等 に 係 る 工 事 の 場 合	回線接続装置の 取付又は設定変 更のみの場合	8,000 円 (8,640 円)	
				配線設備の設置 又は接続変更の みの場合	7,000 円 (7,560 円)	14,000 円 (15,120 円)
			上記以外の場合		12,000 円 (12,960 円)	20,000 円 (21,600 円)
			上記以外の場合		1,500 円 (1,620 円)	
	回線接続等 に係る工事	アクセス回線に係るもの		1,500 円 (1,620 円)		
		中継回線及び利用回線に係るもの		1,500 円 (1,620 円)		
相 互 接 続 点 に 係 る 工 事	第2種アクセス回線の相互接続点に係るもの		1,500 円 (1,620 円)			
	他社接続回線(西日本電信電話株式会社に係るものに限 る。)の相互接続点に係るもの		2,000 円 (2,160 円)			
付 加 機 能 に 係 る 工 事	優先制御機能に係るもの		10,000 円 (10,800 円)			
	クラウドGW機能に係るもの		21,500 円 (23,220 円)			
利用の一時中断に係る工事				4,000 円 (4,320 円)		
回 線 調 整 等 に 関 す る 工 事	基 本 額	基本工事費		8,000 円 (8,640 円)		
		回 線 調 整 工 事 費	回線収容替えを行う場合	8,000 円 (8,640 円)		
			ブリッジタップはずしを行 う場合	9,000 円 (9,720 円)		
	回線調整に関する工事と合わせて保安器の変 更を行う場合の加算額		2,800 円 (3,024 円)			
保安器の変更に係る工事				7,300 円 (7,884 円)		
備考						
1 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、その工事に要した 費用を支払っていただきます。						
2 削除						
3 「回線収容替え」とは西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線収容替え」を、「ブ						

リッジタップはずし」とは同契約約款に規定する「ブリッジタップはずし」をいいます。

- 4 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果について西日本電信電話株式会社から通知を受け、その契約者にお知らせします。ただし、回線調整等について、その実施によってDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。
- 5 当社は、契約者から回線調整等に関する工事の請求があった場合、当社が別に定める通信の伝送速度等に関する条件に適合する第2種アクセス回線に限って、その回線調整等に関する工事費を契約者に請求しないことがあります。
- 6 回線調整等の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善がみられなかった場合、回線調整等に関する工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。ただし、この場合において、保安器の変更を行ったときは、保安器の変更に係る工事を行ったものとみなして、保安器の変更に係る工事費を適用します。
- 7 保安器の変更に係る工事について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。

b 高速イーサネット網接続サービスに係るもの

1の工事ごとに

工 事 の 種 類		工事費の額 (税込価格)	
		メタル配線	光配線
端末設備に係る工事	回線終端装置の取付け又は設定変更に係るもの	8,000円	(8,640円)
	回線接続装置の取付け又は設定変更に係るもの	8,000円	(8,640円)
配線設備に係る工事	配線設備の設置又は接続変更に係るもの	4,000円 (4,320円)	12,000円 (12,960円)
回線接続等に係る工事	アクセス回線に係るもの	2,500円	(2,700円)
付加機能に係る工事	優先制御機能に係るもの	10,000円	(10,800円)
相互接続点に係る工事	第2種アクセス回線の相互接続点に係るもの	1,500円	(1,620円)
	他社接続回線(西日本電信電話株式会社に 係るものに限る。)の相互接続点に係るもの	2,000円	(2,160円)
	中継網接続回線の相互接続点に係るもの	3,000円	(3,240円)
利用の一時中断に係る工事		4,000円	(4,320円)
備考 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。			

c 第3種アクセスサービスに係るもの

1の工事ごとに

工 事 の 種 類		工事費の額 (税込価格)
端 末 設 備 に 係 る 工 事	FTTH 網型の回線終端装置の設置又は移転に係る工事	20,000 円 (21,600 円)
	光 IP 網型の他社接続回線の設置又は移転に係る工事	別に定める実費
	ADSL 型の他社接続回線の設置又は移転に係る工事	別に定める実費
	回線終端装置 (VPN 装置) の取付け、取替え又は設定変更に係る工事	8,000 円 (8,640 円)
回線接続等 に係る工事	下記以外のもの	1,500 円 (1,620 円)
	収容局設備 (VPN 装置) に係る工事	1,500 円 (1,620 円)
相互接続点 に係る工事	光 IP 網型及び ADSL 型の相互接続点に係るもの	1,500 円 (1,620 円)
利用の一時中断に係る工事		4,000 円 (4,320 円)
回線調整に係る工事		別に定める実費
備考		
<p>1 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込工事等特別な工事を要する場合には、その工事に要した実費を支払っていただきます。</p> <p>2 光 IP 網型及び ADSL 型のものについて、西日本電信電話株式会社が行う工事については、西日本電信電話株式会社の契約約款に準じて、当社が別に定める実費を支払っていただきます。</p> <p>3 「回線収容替え」とは西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線収容替え」を、「ブリッジタップはずし」とは同契約約款に規定する「ブリッジタップはずし」をいいます。</p> <p>4 当社は、回線調整 (保安器の変更を除きます。) の結果について西日本電信電話株式会社から通知を受け、その契約者にお知らせします。ただし、回線調整等について、その実施によってDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</p> <p>5 回線調整等の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善がみられなかった場合、回線調整等に関する工事費は適用しません (保安器の変更に係るものを除きます。)。ただし、この場合において、保安器の変更を行ったときは、保安器の変更に係る工事を行ったものとみなして、保安器の変更に係る工事費を適用します。</p> <p>6 保安器の変更に係る工事について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</p>		

d 第4種アクセスサービスに係るもの

1の工事ごとに

工 事 の 種 類		工事費の額 (税込価格)
端 末 設 備 に 係 る 工 事	回線終端装置の設置又は移転に係る工事	60,000 円 (64,800 円)
	回線終端装置の設定変更に係るもの	10,000 円 (10,800 円)
	訪問時刻指定工事費 (1の調査・工事の時刻を指定するごとに)	15,000 円 (16,200 円)
相 互 接 続 点 に 係 る 工 事	中継局設備に係る工事	1,500 円 (1,620 円)
	他社接続回線の相互接続点における利用開始 (新規工事) に係るもの	20,000 円 (21,600 円)
	他社接続回線の相互接続点における変更 (増設または変更工事) に係るもの	5,000 円 (5,400 円)
備考 上記工事に伴い、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社が行う工事については、上記以外にエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の契約約款に準じて、当社が別に定める実費を支払っていただくことがあります。		

## 第2 線路設置費

### 1 適用

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が加入区域外となる場合（アクセス回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに高速イーサネット網契約を締結して、その場所で高速イーサネット網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときはこの差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 新たに提供を受ける高速イーサネット網サービスに係る高速イーサネット網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額             </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額             </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;">                 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)             </td> </tr> </table> <p>イ 高速イーサネット網サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額             </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額             </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;">                 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)             </td> </tr> </table> <p>ウ ア又はイの規定は、アクセス回線が異経路となる場合は準用しません。</p>	新たに提供を受ける高速イーサネット網サービスに係る高速イーサネット網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)	変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)
新たに提供を受ける高速イーサネット網サービスに係る高速イーサネット網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							
変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							

### 2 線路設置費の額

1 アクセス回線につき区域外線路 100mまでごとに

区 分	線路設置費の額 (税込価格)
メタル配線	60,000 円 (64,800 円)
光配線	84,000 円 (90,720 円)

## 第3 設備費

### 1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	<p>設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>ア 異経路の線路の部分</p> <p>イ 特別な電気通信設備の部分</p>

### 2 設備費の額



区 分	内 容
当該設備ごとに	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において閲覧に供します。	

### 第3表 証明手数料

1 契約ごとに            300 円 (税込 324 円)

別 表

別表 基本的な技術的事項

1 2及び3以外に係るもの

(1) 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s～ 100Mb/s用 のもの	8端子コネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠又は IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠		
	200Mb/s～ 1Gb/s 用の もの	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LC 形単心光ファイバコネクタ (IEC 規格 61754-20 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠		
		GI 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6832 の SGI- 50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)			
		F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LC 形単心光ファイバコネクタ (IEC 規格 61754-20 準拠)  SM 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6835 の SSMA-10/125 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠		
	8端子コネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠			

(2) 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
高速デジタル方式のもの		8端子コネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠又は IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠		
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s～ 100Mb/s用 のもの				

(3) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
高速デジタル方式のもの	128kb/s	2線式インタフェース	TTC 標準 JT-G961 準拠		
	512kb/s 1.5Mb/s		6,312kbit/s	C M I 符号	光出力 -7dBm 以下 使用中心波長 1.31 μ m
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s～ 100Mb/s 用のもの	IEEE802.3u 準拠			
		F 04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)			

2 削除

3 第3種アクセス回線（回線終端装置（V P N装置）に係るもの

品 目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
FTTH 網型	8 端子コネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠又は IEEE802.3u 100BASE-T X 準拠			
光 IP 通信網型					
A D S L 型					

4 第4種アクセス回線（回線終端装置（T A装置）に係るもの

品 目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
1Mb/s～10Mb/s 用	8 端子コネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠			
20Mb/s～100Mb/s 用		IEEE802.3u 100BASE-T X 準拠			

附 則

**附 則**

(実施期日)

- 1 この約款は、平成13年6月1日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により提供している第2種アクセス回線のものについては、この改正規定実施の日に第2種アクセス回線のDA型のものに移行したものとみなして取扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、イーサネット方式の1Mb/s, 2Mb/s, 3Mb/s, 4Mb/s, 5Mb/sの品目及び回線終端装置の取扱いについては、準備が整い次第実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により提供している下表の左欄の契約については、この改正規定実施の日に、右欄の契約に移行したものとみなして取り扱います。

中継回線の512Kb/sの品目のもの	中継回線の1Mb/sの品目のもの
--------------------	------------------

- 3 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している回線終端装置については回線接続装置のイーサネット方式のものⅡ型に、回線接続装置の 1 0 Mb/s、1 0 0 Mb/s 用のものについては回線接続装置のイーサネット方式のものⅠ型に、この改正規定実施の日に移行したものとみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 1 5 年 1 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 1 6 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 1 6 年 7 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、優先制御機能に関する付加機能の取扱いについては、準備が整い次第実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している高速デジタル方式の 6 Mb/s のものに係る契約についてはイーサネット方式の 6 Mb/s のものに係る契約に、この改正規定実施の日に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 1 6 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**附 則**

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年1月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

(経過措置)



- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 料金表 第1表 第1 高速イーサネット網サービスに関する料金 1適用 (9)、(10)、(11)については、平成21年9月1日から適用します。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年7月14日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年10月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年2月8日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年12月2日から実施します。

第1種アクセス回線の帯域保証タイプおよび中継回線の帯域保証タイプについては、平成26年4月1日から提供します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年7月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年6月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。  
第4種アクセス回線については、平成29年12月1日から提供します。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。